熊谷市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、熊谷市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例（令和４年条例第３６号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

（事業により影響を受ける範囲及び対象者）

第３条　条例第２条第７号ア及びイの規則で定める範囲は、事業区域の境界から５０メートル以内の範囲とする。

２　条例第２条第７号エの規則で定める一定の影響を受ける者は、太陽光発電設備から生じる太陽光の反射光又は当該反射光から生じる熱により、一定の影響を受けるものとする。

（抑制区域）

第４条　条例第７条第２項の抑制区域は、別表に掲げる区域とする。

（事業計画標識の設置）

第５条　条例第８条第１項及び第２項に規定する標識は、太陽光発電設備設置計画に関する標識（様式第１号）により行うものとする。

２　条例第８条第３項に規定する届出は、当該標識を設置又は内容を変更した日から７日以内に、太陽光発電設備設置計画に関する標識（設置・内容変更）届出書（様式第２号）により行うものとする。

（事前協議の手続）

第６条　条例第９条第１項に規定する事前協議は、事前協議書（様式第３号）により行うものとする。

２　条例第９条第３項に規定する協定は、次に掲げる事項について、協定するものとする。

⑴　生活環境の保全に関する事項
⑵　災害発生の防止及び安全対策に関する事項
⑶　太陽光発電設備及び事業区域の管理に関する事項
⑷　事業承継の効力に関する事項
⑸　その他市長が必要と認める事項

（地域住民等への説明会の開催）

第７条　事業者は、条例第１０条第１項に規定する説明会（以下この条において「説明会」という。）を開催するときは、次に掲げる措置を行わなければならない。
⑴　地域住民等への説明会の開催の周知
⑵　説明会に参加できない者からの意見の収集
⑶　その他市長が必要と認める措置

２　事業者は、説明会において、次に掲げる事項を説明しなければならない。
⑴　太陽光発電事業の趣旨及び事業計画の内容
⑵　設置工事中の粉じん及び騒音並びに振動についての対策
⑶　資材、廃材等の搬出入を含む管理方法
⑷　安全対策、防災等の措置
⑸　維持管理の方法及び非常時の対応
⑹　発電事業終了時の撤去及び廃棄の方法
⑺　事業区域の周辺環境に及ぼす影響及びその対策
⑻　その他市長が必要と認める事項

３　条例第１０条第２項に規定する報告は、説明会開催予定報告書（様式第４号）により行うものとする。

４　条例第１０条第３項に規定する報告は、説明会開催結果報告書（様式第５号）により行うものとする。

（意見の報告）

第８条　条例第１１条第２項に規定する報告は、地域住民等意見報告書（様式第６号）により行うものとする。

（地域住民等との協議）

第９条　条例第１２条第２項に規定する報告は、地域住民等協議報告書（様式第７号）により行うものとする。

（事業計画の届出）

第１０条　条例第１３条第１項に規定する事業計画の届出は、事業計画届出書（様式第８号）により行うものとする。

２　条例第１３条第２項に規定する届出は、事業計画変更届出書（様式第９号）により行うものとする。

３　条例第１３条第２項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

⑴　条例第１３条第１項の規定による届出事項のうち、設置工事の着手予定日を当該着手予定日より遅い日に変更する場合

⑵　条例第１３条第１項の規定による届出事項のうち、工作物の構造耐力上主要な部分以外の部分（太陽光パネルに係るものを除く。）の材料又は構造を変更する場合

⑶　その他市長が特に認める場合

（適正な設置）

第１１条　条例第１４条に規定する適正な設置とは、次に掲げるものとする。

⑴　太陽光発電設備は、関係法令及び条例等に基づき設置を行うこと。

⑵　太陽光発電設備の最上部はできるだけ低くし、周囲の景観から突出しないよう配慮すること。

⑶　太陽光発電設備は、低反射で周辺の環境と調和する色彩のものを使用すること。

⑷　太陽光発電設備の設置には、自然環境及び生態系に配慮すること。

⑸　災害防止の観点から急傾斜地への太陽光設備の設置は避けること。

⑹　住宅地に近接する場所に太陽光発電設備を設置する場合は、騒音、熱、光の反射等に配慮し、事業区域の境界から後退させ、植栽を設けて遮へいする等の対策をとること。

⑺　道路に接する場所に太陽光発電設備を設置する場合は、道路の見通しの妨げに配慮し、事業区域の境界から後退させ、植栽を設けて遮へいする等の対策をとること。

⑻　事業区域内に雨水浸透施設、調整池又は排水施設等を設置すること。

⑼　事業区域内からの土砂の流出及び事業区域内の地盤の崩壊を防止する対策をとること。

⑽　その他市長が必要と認めるもの

（工事完了の届出）

第１２条　条例第１５条第１項に規定する届出は、設置工事完了（中止）届出書（様式第１０号）により行うものとする。

２　条例第１５条第２項に規定する通知は、工事検査済通知書（様式第１１号）により行うものとする。

（廃止の届出）

第１３条　条例第１６条第１項に規定する届出は、太陽光発電事業廃止届出書（様式第１２号）により行うものとする。

２　条例第１６条第３項に規定する届出は、太陽光発電事業廃止完了届出書（様式第１３号）により行うものとする。

（地位の承継）

第１４条　条例第１７条第２項に規定する届出は、太陽光発電事業地

位承継届出書（様式第１４号）により行うものとする。

（適正な維持管理）

第１５条　条例第１９条に規定する適正な維持管理とは、次に掲げるものとする。

⑴　太陽光発電設備について、関係法令及び条例等に基づいた保守点検を行うこと。

⑵　資金計画に基づく事業区域の維持管理並びに太陽光発電設備の修理及び廃棄の費用の積立等を行うこと。

⑶　太陽光発電設備により、周辺環境への影響が認められた場合は、改善のための対策を速やかに講じること。

⑷　災害その他の事由により太陽光発電設備等が破損した場合は、速やかに復旧又は撤去を行うこと。

⑸　その他市長が必要と認めるもの

（標識の設置）

第１６条　条例第２０条第１項及び第２項に規定する標識は、再生可能エネルギー発電事業の発電設備（様式第１５号）により行うものとする。

２　条例第２０条第３項に規定する届出は、当該標識を設置又は内容を変更した日から７日以内に標識（設置・内容変更）届出書（様式第１６号）により行うものとする。

（立入調査等）

第１７条　条例第２２条第２項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（様式第１７号）のとおりとする。

（指導、助言及び勧告等）

第１８条　条例第２３条第１項に規定する指導及び助言は、太陽光発電設備設置事業指導・助言通知書（様式第１８号）により行うものとする。

２　条例第２３条第２項に規定する勧告は、太陽光発電設備設置事業改善勧告書（様式第１９号）により行うものとする。

３　条例第２３条第３項に規定する報告は、太陽光発電設備設置事業改善報告書（様式第２０号）により行うものとする。

（公表）

第１９条　条例第２４条２項に規定する通知は、公表に関する意見陳述の機会付与通知書（様式第２１号）により行うものとし、同項の規定による意見を述べる機会は、公表に関する意見書（様式第２２号）により行うものとする。

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

別表（第４条関係）

	根拠法令等	区域の名称等
1	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第７条第１項及び第９条第１項	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
2	地すべり等防止法（昭和３３年法律第３０号）第３条第１項	地すべり防止区域
3	砂防法（明治３０年法律第２９号）第２条	砂防指定地
4	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和４４年法律第５７号）第３条第１項	急傾斜地崩壊危険区域
5	水防法（昭和２４年法律第	洪水浸水想定区域のうち家

	１９３号）第１４条第１項及び第２項	屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）及び家屋倒壊等氾濫想定区域（河川浸食）
6	河川法（昭和３９年法律第１６７号）第６条第１項及び第５４条第１項	河川区域及び河川保全区域
7	森林法（昭和２６年法律第２４９号）第２５条第１項	保安林の区域
8	農地法（昭和２７年法律第２２９号）第４条第６項第１号イ及びロ	農用地区域内の農地、甲種農地及び第１種農地（営農型発電設備の下部の農地等を除く。）
9	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成１４年法律第８８号）第２８条第１項	鳥獣保護区
１０	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第１５条の１７	指定区域として指定する廃棄物が地下にある土地
１１	文化財保護法（昭和２５年法律第２１４号）第２７条第１項、第５７条第１項、第９３条第１項及び第１０９条第１項	重要文化財（建造物その他の土地の定着物と一体のものとして重要文化財に指定された土地を含む。）、登録有形文化財（建造物その他の土地の定着物と一体のものとして登録文化財に登録された土地を含む。）、周知の埋

		蔵文化財包蔵地及び史跡名勝天然記念物の指定地
１２	埼玉県文化財保護条例（昭和３０年埼玉県条例第４６号）第５条第１項、第３１条第１項及び第３７条第１項	県指定有形文化財（建造物と一体をなしてその価値を形成している土地を含む。）、県指定史跡名勝天然記念物の指定地及び県指定旧跡の指定地
１３	熊谷市文化財保護条例（平成１７年条例第１２０号）第６条第１項	市指定有形文化財（建造物と一体をなしてその価値を形成している土地を含む。）及び市指定記念物の指定地
１４	埼玉県自然環境保全条例（昭和４９年埼玉県条例第４号）第１４条第１項及び第１９条第１項	県自然環境保全地域の普通地区
１５	埼玉県立自然公園条例（昭和３３年埼玉県条例第１５号）第４条第１項	自然公園の区域